

政令第三百四十三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十五 ペルフルオロ（ヘキサ）スルホン酸（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカ）ンスルホン酸（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

第七条の表十一の項下欄第五号中「又は」を「及び」に改め、同表に次のように加える。

十九 PFHxS若しくはその異性体又はこれ	一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッチング剤
-----------------------	--

らの塩

- 三 半導体の製造に使用するエッチング剤
- 四 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
- 五 半導体の製造に使用する反射防止剤
- 六 半導体用のレジスト
- 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
- 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- 九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

附則第三項の表に次のように加える。

PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
-----------------------	---------------------

附 則

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び

附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質としてペルフルオロ（ヘキサシ―
―スルホン酸）若しくはその異性体又はこれらの塩を指定する等の必要があるからである。